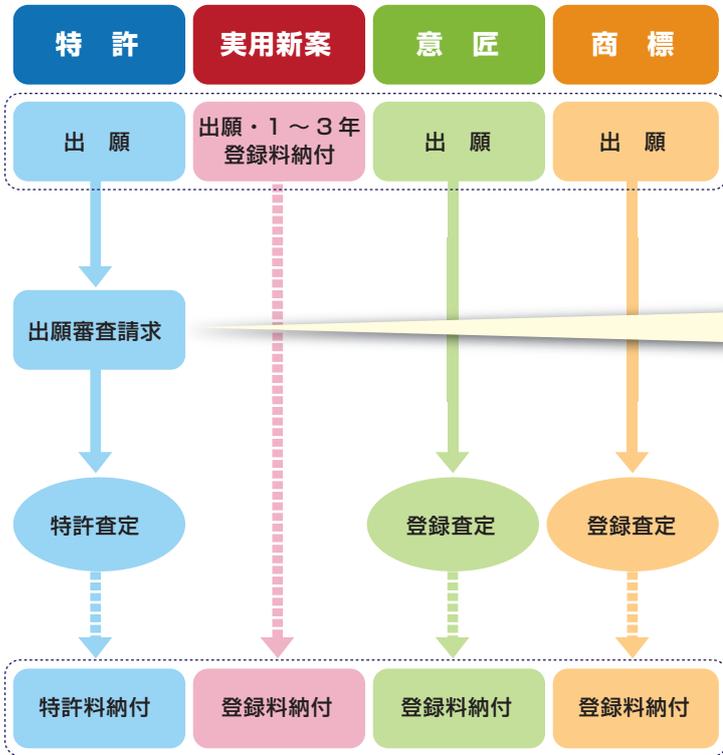


# 産業財産権関係料金一覧

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

特許庁

## 主要な手続に必要な料金



## 出願料 (通常)

特許	15,000 円
実用新案	下記の合計額を同時納付 出願料 14,000 円 1～3年登録料 (2,100 円+請求項の数×100 円)×3
意匠	16,000 円
商標	3,400 円+区分数×8,600 円

## 出願審査請求手数料 (通常)

特許	118,000 円+請求項の数×4,000 円
----	-------------------------

## 特許料・登録料

特許	1～3年 毎年 2,300 円+請求項の数×200 円
特許	4～6年 毎年 7,100 円+請求項の数×500 円
特許	7～9年 毎年 21,400 円+請求項の数×1,700 円
特許	10年～ 毎年 61,600 円+請求項の数×4,800 円
実用新案	4～6年 毎年 6,100 円+請求項の数×300 円
実用新案	7年～ 毎年 18,100 円+請求項の数×900 円
意匠	1～3年 毎年 8,500 円
意匠	4年～ 毎年 16,900 円
商標	全額納付 区分数×37,600 円
商標	分割納付 区分数×21,900 円

## 技術評価請求手数料

実用新案  
42,000 円+評価を求める請求項の数×1,000 円

異議申立

更新登録申請

技術評価請求

## 異議申立手数料

商標	3,000 円+区分数×8,000 円
----	---------------------

## 更新登録申請手数料

商標	全額納付 区分数×48,500 円
商標	分割納付 区分数×28,300 円

電子化手数料は、「(一財)工業所有権電子情報化センター」の口座に振込

## 審判請求手数料

特許	49,500 円+請求項の数×5,500 円
実用新案	49,500 円+請求項の数×5,500 円
意匠	55,000 円
商標	15,000 円+区分数×40,000 円

## 電子化手数料

1,200 円+枚数×700 円

※オンラインで可能な手続を書面で行う場合(一部を除く)には、電子化手数料が必要です。詳しくは最終面をご覧ください。

平成 24 年 4 月 1 日時点の主要料金です。

その他の手続に必要な料金は、次頁以降又は特許庁ホームページの産業財産権関係料金一覧 (<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm>) でお確かめください。

【お問い合わせ先】 特許庁総務部総務課調整班 Tel: 03-3581-1101 内線 2105

# 産業財産権関係料金一覧表

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

## 【出願料】

### 1. 特 許

特許出願	15,000 円
特許法第 36 条の 2 第 2 項の外国語書面出願	24,000 円
特許法第 184 条の 5 第 1 項の規定による手続	15,000 円
特許法第 184 条の 20 第 1 項の規定による申出	15,000 円
特許権の存続期間の延長登録出願	74,000 円

### 2. 実用新案

実用新案登録出願	14,000 円
実用新案法第 48 条の 5 第 1 項の規定による手続	14,000 円
実用新案法第 48 条の 16 第 1 項の規定による申出	14,000 円

### 3. 意 匠

意匠登録出願	16,000 円
秘密意匠の請求	5,100 円

### 4. 商 標

商標登録出願	3,400 円に 1 区分につき 8,600 円を加えた額
防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願	6,800 円に 1 区分につき 17,200 円を加えた額
重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録出願	12,000 円

## 【異 議】

商標（防護標章）登録異議申立	3,000 円に 1 区分につき 8,000 円を加えた額
商標（防護標章）登録異議申立の審理への参加申請	3,300 円

## 【特・実・意・商共通】

判定請求	40,000 円
審判又は再審への当事者の参加申請	55,000 円
審判又は再審への補助参加申請	16,500 円

## 【特・実・意共通】

裁定請求	55,000 円
裁定取消請求	27,500 円

詳細な料金表は、産業財産権関係料金一覧 (<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm>) にてご確認ください。

## 【審査・審判請求料】

### 1. 特 許

出願審査請求	118,000 円に 1 請求項につき 4,000 円を加えた額
(特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願)	71,000 円に 1 請求項につき 2,400 円を加えた額
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願)	106,000 円に 1 請求項につき 3,600 円を加えた額
(特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合)	94,000 円に 1 請求項につき 3,200 円を加えた額
誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	19,000 円
審判（再審）請求	49,500 円に 1 請求項につき 5,500 円を加えた額
明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	49,500 円に 1 請求項につき 5,500 円を加えた額
特許権の存続期間の延長登録に係る審判又はその審判に係る再審請求	55,000 円

### 2. 実用新案

実用新案技術評価請求	42,000 円に 1 請求項につき 1,000 円を加えた額
(特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	8,400 円に 1 請求項につき 200 円を加えた額
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	33,600 円に 1 請求項につき 800 円を加えた額
審判（再審）請求	49,500 円に 1 請求項につき 5,500 円を加えた額
明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正	1,400 円

### 3. 意 匠

審判（再審）請求	55,000 円
----------	----------

### 4. 商 標

審判（再審）請求	15,000 円に 1 区分につき 40,000 円を加えた額
----------	---------------------------------

## 計算例（通常のケース）

例えば、請求項数が 2 項の特許を出願し、出願審査請求をする場合には、

出願時に、出願手数料として 15,000 円、  
出願審査請求時に、出願審査請求手数料として  
118,000 円 + 2 項 × 4,000 円 = 126,000 円 が必要となります。

## 【特許料・登録料】

### 1. 特許料

#### (1) 平成 16 年 4 月 1 日以降に審査請求をした出願

第 1 年から第 3 年まで	毎年	2,300 円に 1 請求項につき	200 円を加えた額
第 4 年から第 6 年まで	毎年	7,100 円に 1 請求項につき	500 円を加えた額
第 7 年から第 9 年まで	毎年	21,400 円に 1 請求項につき	1,700 円を加えた額
第 10 年から第 25 年まで	毎年	61,600 円に 1 請求項につき	4,800 円を加えた額

#### (2) 平成 16 年 3 月 31 日までに審査請求をした出願

第 1 年から第 3 年まで	毎年	11,400 円に 1 請求項につき	1,000 円を加えた額
第 4 年から第 6 年まで	毎年	17,900 円に 1 請求項につき	1,400 円を加えた額
第 7 年から第 9 年まで	毎年	35,800 円に 1 請求項につき	2,800 円を加えた額
第 10 年から第 25 年まで	毎年	71,600 円に 1 請求項につき	5,600 円を加えた額

### 2. 実用新案登録料

第 1 年から第 3 年まで	毎年	2,100 円に 1 請求項につき	100 円を加えた額
第 4 年から第 6 年まで	毎年	6,100 円に 1 請求項につき	300 円を加えた額
第 7 年から第 10 年まで	毎年	18,100 円に 1 請求項につき	900 円を加えた額

### 3. 意匠登録料

第 1 年から第 3 年まで	毎年	8,500 円
第 4 年から第 20 年まで	毎年	16,900 円

※第 16 年から第 20 年については、平成 19 年 4 月 1 日以降の出願のみ対象となります。

### 4. 商標登録料

商標登録料	区分数 × 37,600 円
分納額（前期・後期支払分）	区分数 × 21,900 円
更新登録申請	区分数 × 48,500 円
分納額（前期・後期支払分）	区分数 × 28,300 円
商標権の分割申請	30,000 円
防護標章登録料	区分数 × 37,600 円
防護標章更新登録料	区分数 × 41,800 円

※設定登録後の特許料（第 4 年分以降）、実用新案登録料（第 4 年分以降）及び意匠登録料（第 2 年分以降）は、**設定登録の日**を基準に各年分の前年以前に納付する必要があります。出願日が基準ではありませんので、ご注意ください。

## 【その他の手数料】

### (1) 特許法等関係手数料

手数料名	料 金
期間の延長、期日の変更	2,100 円
登録証の再交付請求	4,600 円
承継の届出（名義変更）	4,200 円
証明請求	窓口 1,400 円
	オンライン 1,100 円
書類の閲覧請求	1,500 円
原簿の閲覧請求	300 円
ファイル記録事項の閲覧請求	窓口 900 円
	オンライン 600 円
磁気原簿記録事項の閲覧請求	窓口 800 円
	オンライン 600 円
書類謄本の交付請求	1,400 円
原簿謄本の交付請求	350 円
ファイル記録事項の交付請求	窓口 1,300 円
	オンライン 1,000 円
磁気原簿記録事項の交付請求	窓口 1,100 円
	オンライン 800 円
磁気ディスクへの記録（電子化手数料）	（裏面を参照してください）

### (2) 弁理士試験受験手数料

手数料名	料 金
弁理士試験受験手数料	12,000 円

### (3) 国際出願関係手数料

手数料名	料 金
調査手数料	70,000 円
送付手数料	10,000 円
国際調査の追加手数料（1 発明毎）	60,000 円
国際予備審査請求手数料	26,000 円
国際予備審査の追加手数料（1 発明毎）	15,000 円

### (4) 国際登録出願関係手数料

手数料名	料 金
国際登録出願	9,000 円
事後指定	4,200 円
国際登録の存続期間の更新申請	4,200 円
国際登録の名義人の変更の記録の請求	4,200 円

# 書面による出願手続等をされる方は 電子化手数料の納付が必要です

## 1. 電子化手数料とは？

オンラインで可能な手続を書面で行う場合(一部の手続を除く)には、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づき、その書面に記載されている事項を登録情報処理機関(現在「工業所有権電子情報化センター」)の1機関において電子化することとしており、この電子化のために必要な費用(実費)を電子化手数料として登録情報処理機関に納付していただいています。

※なお、この電子化手数料を納付されない場合、届出の手続書類は却下処分となり、初めから手続が無かったものとして処分されますのでご注意ください(出願手続において、出願番号通知が届いている場合でも、電子化手数料の納付をされない場合は同様に手続がなかったものとして処分されます。)

電子化手数料の納付を必要とする手続一覧は特許庁ホームページをご参照ください。

<http://www.jpo.go.jp/uketuke/pdf/denshika.pdf>

## 2. 電子化手数料の額

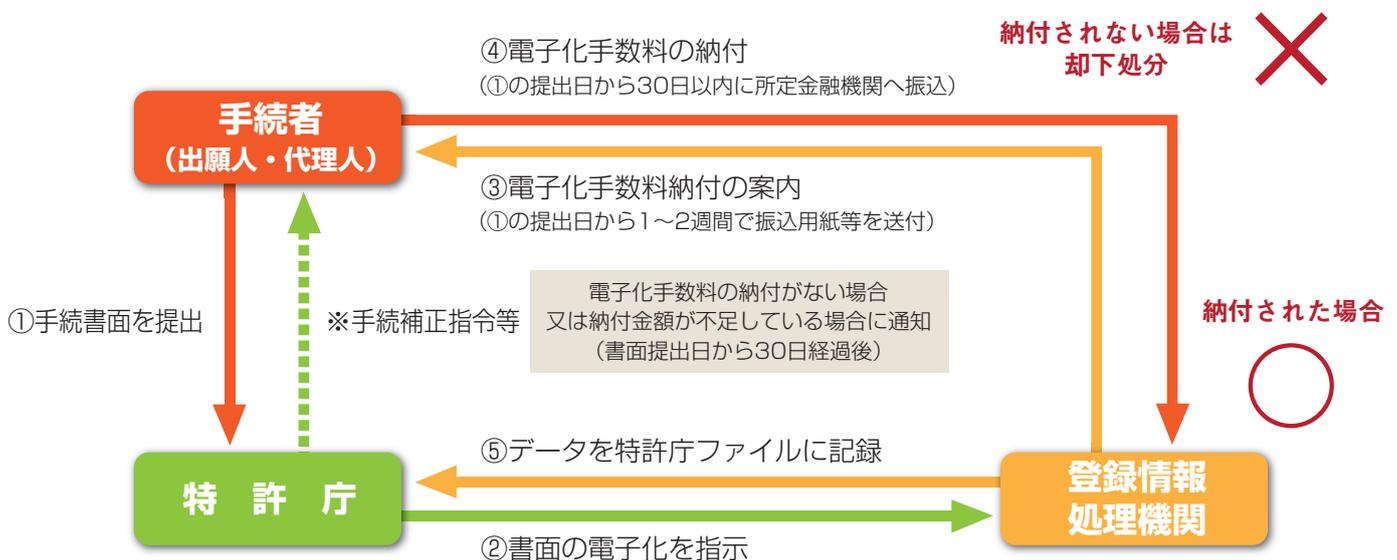
1件につき1,200円に書面1枚につき700円を加えた額です。

また、複数の手続を一度に書面で提出した場合は、各手続(1件)ごとに算出することとなります。

例) 特許願5枚を書面で提出したときの電子化手数料は、

$$1,200円 + (5枚 \times 700円) = 4,700円 \quad \text{となります。}$$

## 3. 電子化手数料の納付の流れ



## 自宅や会社のパソコンから特許庁へオンライン手続(電子出願)ができます

- 電子出願するためには電子証明書(有料)の取得、インターネット出願ソフト(無料)の入手など事前準備が必要です。
- 電子出願の事前準備や利用方法は、電子出願ソフトサポートサイトをご参照ください。

<http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/index.html>